

研究論文

生徒指導と進路指導の教育的機能の検討  
—その移行と包摂—

朝 日 素 明\*

Investigation of Educational Functions of  
Student Guidance/Counseling and Career Guidance:  
Focusing on the Transition and the Inclusion

Motoaki ASAHI

【要約】

学校における生徒指導および進路指導は、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間ならびに特別活動から構成される教育課程の指導と並んで、学校教育の中で重要な役割を果たしているといわれてきた。他方で、生徒指導上の問題行動は後を絶たず、社会経済的情勢から人々はキャリアを見通すことも難しい。生徒指導も進路指導も、その目標に揺らぎはないにせよ、いったい何を目的として行われるようになったのか。そのなかで生徒指導や進路指導の機能が他の教育領域のなかで代替され、あるいは移行し包摂されつつあることの意味を明らかにする必要がある。本稿は、学校における生徒指導および進路指導の教育的機能を検証することを課題とするが、そのための基礎作業として生徒指導および進路指導の役割の変遷と現状を整理し、それらの機能を捉える視点を論じた。1. 課題設定 2. 生徒指導・進路指導の役割の変遷 3. 学習指導要領と生徒指導・進路指導 4. 学校教育の機能と生徒指導・進路指導

---

\* 摂南大学

## 1. 課題設定

学校における生徒指導および進路指導は、各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間ならびに特別活動から構成される教育課程の指導と並んで、学校教育における重要な機能として役割を果たしてきたといわれる。一例を挙げるならば、生徒指導に関しては、文部科学省（2010）では、「生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指して」おり、「学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ」（p.1）と述べられている。また、進路指導に関しては、「就職・進学を問わず子供たちの進路をめぐる環境が大きく変化している中、社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度を育てるキャリア教育の更なる推進・充実が強く求められて」おり、進路指導はその「キャリア教育とねらいや理念を共有し、中学校及び高等学校において実践が続けられてきた」（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2013a）、p.2）とされる。

他方で、今世紀にはいつから進路指導は「キャリア教育」、そして最近になって生徒指導は「道徳」など、それぞれ教育課程としての目標や内容を備える教育領域に移行あるいは包摂されつつあるように思われる。とりわけ進路指導についてキャリア教育に移行ないし包摂される傾向がより顕著であるといえる。例えば国立教育政策研究所のウェブサイトでは、生徒指導・進路指導研究センターの研究・事業の柱に「1 生徒指導関係」「2 進路指導関係」「3 社会情緒的能力関係」を掲げているが、そのうち「2 進路指導関係」の「研究成果一覧」の最近の成果は表1のようにまとめられる（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>）（2021年2月7日最終確認））。この表1をみると、「報告書名等」には、言葉として「進路指導」より「キャリア教育」の方が頻繁に登場し、また両者が並列される場合も「キャリア教育」が筆頭にきていることがわかる。

生徒指導についても、進路指導ほどではないが同様の傾向を見出すことができる。やはり同じ国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターによる生徒指導関係の「研究成果一覧」から最近の成果をまとめると、表2のようになる（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>）（2021年2月7日最終確認））。表2からは次のことを指摘できる。すなわち、「不登校」「いじめ」「中退」をといった言葉を書名に含むか、そうでなくてもそれらを主題とする内容の成果物ばかりである。これらのいわゆる生徒指導上の問題行動等は、過去には、あるいはまた現在も社会問題化しており、早急に解決、改善を図らなければならない問題群として認知されているものである。そのために参考にすべき研究を推進して社会に発信していくという必要から、こうした主題の研究成果が蓄積されていくのは意味のあることと言える。と同時に、いわゆる生徒指導上の問題行動等を主題とする研究ばかりが目につくようになると、生徒指導とはそうした問題を解決、改善しようとするのだとの、生徒指導の限定的な役割認識が普及することになるとも言うことができる。これは、生徒指導の概念の変化を跡づけることで明らかにすることができよう。では、問題行動等の解決、改善以外の役割は、「生徒指導」から抜け出て、一体どこへ移行し、あるいはどこに包摂されたのだろうか。敷衍すれば、生徒指導にせよ進路指導にせよ、それがもつ教育的機能が別の何かに移行されたり置換されたり、あるいは生徒指導ないし進路指導の機能を含む別の何かの中に包摂されたりして、自らはその一部だけを担うように変容してきたということではないだろうか。

以上のような問題意識から、主として中等教育段階の学校における生徒指導および進路指導の教育的機能を検証することを研究課題とするが、本稿はそのための基礎作業として生徒指導および進路指導の機能と役割に関する言説を整理することとした。なお、本稿は学校における生徒指導と進路指導の教育学的課題に関する研究の一環として位置づけられ、上に敷衍したような移行や置換、包摂がどのようになされるのか、それらが

どのような帰結をもたらし、またそれはどのような意味をもつのか、学校における生徒指導と進路指導の機能について検討する今後の課題を残している。本稿は、紙面の都合により、この課題設定に始まり全体的なモチーフのラフスケッチに終始する。このことを最初にお断りしておかねばならない。

## 2. 生徒指導・進路指導の役割の変遷

生徒指導の研究者、坂本昇一は、「生徒指導は人間の尊厳という考え方にに基づき、ひとりひとりの生徒を常に目的自身として扱う。それは、それぞれの内在的価値をもった個人の自己実現を助ける過程であり、人間性の最上の発達を目的とするものである」（文部省（1965）、p.11）という生徒指導の基礎となる人間観の視点から、日本の生徒指導の歴史を、大正期の〔揺籃期〕（大正2年ごろ～大正末期ごろ）、昭和前期の〔啓蒙期〕（対象末ごろ～昭和12年ごろ）と〔停滞期〕（昭和12年ごろ～昭和20年ごろ）、昭和後期の〔導入期〕（昭和20年ごろ～昭和26年ごろ）、〔試行期〕（昭和26年ごろ～昭和33年ごろ）、〔対立期〕（昭和33年ごろ～昭和41年ごろ）、〔定着期〕（昭和41年ごろ～）の7期に時期区分してまとめている（坂本昇一（1980）、pp.15-20）。それを参考に生徒指導の変遷を辿ってみることにする。

〔揺籃期〕の教育思潮は児童中心主義が大きな位置を占めていた。実践面では、青少年に対する就職斡旋・選職指導を主導したのが民間の手になる職業紹介事業で、これに対する学校の教師の理解や意欲は低く、大正6年に東京に設立された「児童教養研究所」で選職相談が行われたのが組織的職業指導の最初だという。大正8年には大阪市に市立児童相談所が開設、選職相談が行われ、翌年には少年職業相談所として独立した。大正10年には職業紹介法が制定された。「職業指導」という用語は、大正4年に刊行された入澤宗壽の『現今の教育』のなかで vocational guidance の訳語として用いられたのが最初だとされる。入澤の「職業指導」概念は教育としてのそれであったが、この時期の職業指導の実践は社会政策的・職業行政的活動が主であったようだ。この時期、生徒指導として教育相談活動などは未だ展開されておらず、教育の理念として生徒指導はあっても、実践は学校を中心としたものではなかった。

〔啓蒙期〕には、昭和初期に「郷土教育」が提唱され、郷土に奉仕する人間の形成を目的とした。その影響を受け、大正期の鑑賞表現指導とは異なる生活つづり方運動が興隆した。が、次の〔停滞期〕には、愛郷精神即愛国精神となり、次第に官製愛郷心教育となっていく。生活つづり方運動も実践する教師の検挙によって衰退したが、後の〔試行期〕には生活つづり方の手法による学級づくり生活指導へと展開することになる。実践面では、大正13年に赤坂と小石川の高等小学校が職業指導を教育課程に組み込んだ。大正15年には職業指導研究会が設立、各地に児童職業相談所が開設された。昭和2年の文部大臣訓令「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」を契機として、職業指導は学校教育において重要とされ、児童生徒に将来の職業的進路を考えさせ適切に選択させるという広範囲の指導と考えられるようになった。他方、教育相談は、大正14年に東京市麴町区に設立された児童教育相談所が最初である。その後も各地に児童相談所が設立され、知能検査、性格相談、適性適職相談、進学および学業成績の相談、身体発育ならびに健康相談、不良児・異常児・精神薄弱児といわれた児童の相談などが扱われた。しかし、これら児童教育相談所で展開された機能が学校教育に取り込まれることはなかった。クラブ活動は、昭和6年の中学校令施行規則において文部省が初めて正式に奨励し、以後活発化していった。

〔停滞期〕には錬成主義の思潮が支配的になり、昭和13年の文部省・厚生省の共同訓令「小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件」は、児童生徒を国家の要請に従って職場に配置することが職業指導であるとの考えを最初に表した。以降、それまでの個人の適性に立つ職業指導は否定され、児童生徒に生得的適性のようなものはなく、ある職場に置かれれば自然にその職場への適性ができるという考えが支配的になったという。生活

つづり方運動も教師の検挙によって衰退し、クラブ活動は国民教育の重要な一環となり、児童生徒による自発的な運営は否定され、強力な管理、指導の下に展開されることになった。

〔導入期〕にはガイダンスの紹介、導入が行われ、その理解が進むにつれ、問題児童生徒に対する指導について関心が高まった。ガイダンスの活動領域としてホームルームが目され、現場ではガイダンス即特別活動として理解されるほどであったという。この時期の生徒指導は児童生徒の分析の技術に焦点づけられ、それに基づく指導方法の研究と実践は軽視されていた。もとよりガイダンスの本質を誤って理解され広まったことにこの時期の困難が起因していたようである。

〔試行期〕には日本的生活指導を求める機運が広まっていった。生活つづり方による生活指導が日本の形態のガイダンスとして注目され、後に宮坂哲文らによって生活つづり方的生活指導論（学級づくり論）として理論化されていく。この学級づくりを目指す生活指導は、「教師が子どもたちと親密な人間関係を結び、ひとりひとりの子どもが現実日々の生活のなかで営んでいる物の見方、考え方、感じ方、ならびにそれらに支えられた行動のしかたを理解し、そのような理解をその子どもたち自身ならびに彼ら相互間のものにするることによって、豊かな人間理解に基づく集団を築きあげ、その活動への積極的参加のなかでひとりひとりの生き方をより価値の高いものに引きあげていく教師の仕事である」（宮坂哲文（1959）、p.23）と規定される。このような新たな考えの登場と概念の変化により、個性の心理学的理解を基礎とする個性指導のようなニュアンスのある「生徒指導」の用語は次第に用いられなくなり、昭和29年ごろから「生活指導」の用語が広く用いられるようになっていったという。

〔対立期〕にはまず、昭和33年に道徳の時間が特設された。道徳の特設に反対し教育課程全体を通して生活指導を行うこと、それ自身が道徳教育であるとする宮坂哲文らの生活指導論（学級づくり論）も、大西忠治や竹内常一らによる学級集団づくりの生活指導論との対立を経て、集団主義教育論の方へ歩み寄りをみせた。宮坂自身がこの立場の生活指導を、「個々の子どもおよび子ども集団の現実に直接的にはたらきかけ、彼ら自身が自己をふくめた環境（集団）を、民主的原理にたつて変革的に形成しうる能動的な集団的・組織的態度・能力を獲得するように導く仕事であり、それによって人格の全面発達を可能にする独自の道をひらき、教科指導の固有な任務とあいまって、学校教育の基本的目的達成に寄与すべき教育作用である」（宮坂哲文（1962）、序文）と規定している。

〔定着期〕には、生活指導をめぐる概念や実践の多義性、多様性から距離を置き、文部省が「生徒指導」という用語を用いて資料を頻繁に刊行するようになる。昭和40年の『生徒指導の手引き』は、生徒指導の意義を次のように示した（文部省（1965）、pp.1-7）。①生徒指導は、個別のかつ発達的な教育を基礎とするものである。②生徒指導は、ひとりひとりの生徒の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図りながら、同時に社会的資質や行動を高めようとするものである。③生徒指導は、生徒の現在の生活に即しながら、具体的、実際の活動として進められるべきである。④生徒指導は、すべての生徒を対象とするものである。⑤生徒指導は、統合的活動である。また、昭和44年の学習指導要領改訂により、特別活動の内容に学級指導が加えられた。学級指導は、生徒指導の全機能を補充し、深化し、統合する役割を果たすものであり、学級を単位とするきめの細かな生徒指導が行われる場とされる。

### 3. 学習指導要領における生徒指導・進路指導

#### （1）生徒指導に関する記述

まず生徒指導について。学習指導要領では「生徒指導」の用語が4箇所が登場する（そのうち2箇所は小学校学習指導要領の掲載分である）。1つは、「第1章 総則」の「第4 生徒の発達の支援」のなかで「1 生徒

の発達を支える指導の充実」として、「(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と、いわゆる生徒指導の「定義」をほぼなぞるような文言で言及されている。また、「第5章 特別活動」にも1箇所、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」のなかで、「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」として、「(3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。」と、信頼関係を築きながら学級経営を充実させ、いじめの未然防止など生徒指導と学級活動を関連させて行うことが示されている。

学習指導要領本文のなかでは「生徒指導」の用語が2箇所登場するのに対して、文部科学省(2017a)では31箇所に登場する。一方、文部科学省(2017b)では46箇所に「生徒指導」が登場する(この中には、付録として掲載の中学校学習指導要領と小学校学習指導要領での登場分が含まれる)。学習指導要領第5章第3の1(3)の言及に関するものが大半だが、それ以外では例えば学習指導要領の改訂の要点として、「いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。」(p.10)と、生徒指導と特別活動との関連を総括的に強調する言及がある。

特に学級活動に関する内容において特別活動と生徒指導の関連が直接的に言及されている。「生徒指導は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。このことは、「個性の伸長」や「社会的な資質・能力の育成」の役割を担ってきた特別活動で大切にされ、深い関わりを指摘されてきたところである。／特別活動の指導は、個々の生徒や集団での生活や活動の場面において、生徒の自主性や自発性を尊重しながら展開されるものであり、生徒の積極的な活動が展開されていくためには、深い生徒理解と相互の信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠である。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分も多くある。／特別活動と生徒指導との関わり方として、次の三点を挙げることができる。

ア 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ

イ 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ

ウ 集団としての連帯意識を高め、集団(社会)の形成者としてのよりよい態度や行動の在り方を学ぶ

これらの内容は、学級活動と深い関わりがある。特に、学級活動の内容「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」と、内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」においては、個々の生徒の自己指導能力の育成を目指して、地域や学校、生徒の実態に応じて、学級活動の時間に計画的に指導することになる。／生徒指導の推進に当たっては、生徒が規範意識を高め、集団や社会の形成者としての自覚と責任感をもって自律的に行動できるよう、学校として計画的・組織的に指導することが必要である。特別活動における生徒指導という視点で見ると、特別活動の特質である集団指導の場面での在り方、特に学級活動における指導が重要になってくる。／生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保健指導、安全指導、余暇指導などの部面に分けて考え、計画されることがある。いずれの部面も、特別活動の全体、なかでも学級活動の活動内容と密接な関連をもっており、このことから学級活動の時間は、生徒指導が中心的に行われる場と言える」(pp.38-9)とする。また、学級活動の指導計画に関し、「生徒指導及び教育相談の充実を図る」とし、次のように述べられる。「学級は、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場であり、

そこでは、生徒の発達の段階に即して、基本的な生活習慣の確立に関わる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導が意図的・計画的に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であると言える。／このように学級という場は、学校生活の基盤としての役割をもっている。それゆえ、教師は、学年や学校全体の協力体制の下に意図的・計画的に学級経営を進め、生徒が心理的に安定して帰属できる学級づくりに心掛けることが大切である。／学級活動の指導において、生徒指導の機能が十分に生かされることが大切である。また、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなるためには、個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることが必要であり、生徒の家庭との密接な連絡の下に行われることによってその効果も一層高まることになる。／このような生徒指導及び教育相談が十分に行われるようにするためには、指導計画を整備し年間を通して計画的に実施することが大切である。」(p.65)。さらに、「特別活動といじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連」について、「我が国のいじめの背景には、学級内の人間関係に起因する問題が多く指摘されていることから、学級経営と生徒指導の関連を図った、学級活動の充実がいじめの未然防止の観点からも一層重要になる。学級内の人間関係に起因する問題に対しては、学級での自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うことはもとより、一人一人の自己肯定感を高める指導が重要である。／特別活動の指導は、主に集団場面において生徒の集団活動の指導を通じて行われることから、生徒指導も集団場面における指導が基本となる。そして、特別活動の指導も生徒指導も、自らの課題を見だし、改善しようとするなどの自己指導能力の育成、究極的には生徒一人一人の望ましい人格形成を図ることをねらいとしているものであり、学級活動等で学んだ内容を、生徒一人一人が身に付けるためには、集団場面に続いてあるいは並行しての個別場面における指導が必要である。具体的には、学級活動の各内容を通じて、個々の生徒が生活や学習に関わる目標を自ら立て、目標に向かって粘り強く取り組み、振り返り、改善点を見いだすことができるよう、集団の場面における指導や個別の場面における援助に努めることが大切である。」(pp.121-2)とされる。

## (2) 進路指導に関する記述

2017年3月告示の中学校学習指導要領では、第1章総則の「第4 生徒の発達の支援」「1. 生徒の発達を支える指導の充実」の(3)に、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」とされており、特別活動を中心に各教科にも分属させられる教育内容をもつキャリア教育の機能の一つとして捉えられている。しかし一方で、「特別活動を要としつつ」という領域の指摘は、進路指導のそれとも重なるし、「学校の教育活動全体を通じ」で行う進路指導は、機能領域としてキャリア教育を包含しているようにも捉えられる。また、「生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保健指導、安全指導、余暇指導などの部面に分けて考え、計画されることがある。いずれの部面も、特別活動の全体、なかでも学級活動の活動内容と密接な関連をもっており、このことから学級活動の時間は、生徒指導が中心的に行われる場と言える」(文部科学省(2017b)、pp.38-9)と述べられており、進路指導は生徒指導の一部面とされている。

また、学習指導要領第5章の第3の2の(3)「学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。」これを受け、「進路指導に当たっては、生徒が自己の個性を発見し、伸ばしていくといった観

点から適切な進路選択ができるよう、上級学校等の教育内容やその特色等をよりよく理解するために必要な情報の収集・提供の在り方について、上級学校等との連携による体験入学の機会や卒業生の経験の活用など、学級活動の内容・方法を工夫していくことが大切になっている。／こうした観点から、3年間を通じた系統的、発展的なガイダンスの計画を立てることが大切である。」(文部科学省(2017b)、p.66)とされ、キャリア教育(の領域における活動)ではない具体的な活動としてガイダンスとカウンセリングが挙げられている。

「学級活動の指導において、生徒会活動や学校行事とも関連付けながら、生徒相互及び教師と生徒との人間関係を構築し、個々の生徒のキャリア形成・進路指導、学業指導の実践、道徳性、社会性の涵養などに加え、学級・学級文化の創造が図られる。」(文部科学省(2017b)、p.121)と述べられ、「学級経営の充実と生徒指導との関連」という文脈で、生徒相互および教師と生徒との人間関係の構築、個々の生徒の道徳性や社会性の涵養などと並び進路指導が生徒指導の一部面であり、同時に学級活動のなかの指導の柱と位置づけられている。

#### 4. 学校教育の機能と生徒指導・進路指導

学校教育が社会化、選抜・選別と配分、正当化の三つの機能をもつということはいかぬてより定説のように語られてきた。例えば藤田英典(1986)は、「学校教育は、人々に知識を教授し(社会化機能)、その結果に基づいて人々を選抜・配分し(選抜・配分機能)、そして、その選抜・配分の結果を正当化するという(正当化機能)、次元の異なる三つの機能を果たしている」(p.574)と述べている。

まず「社会化」とは、住田正樹(1990)によれば、「個人が、他者との相互作用を通して、当該社会ないし集団の価値態度・技能・知識・動機などの集団的価値を習得し、当該社会ないし集団の成員として、その社会ないし集団における一定の許容範囲内の思考・行動様式を形成していく過程」(p.531)と定義される。

この社会化の概念で最も一般的とされるのが、機能主義的な社会化の捉え方である。柴野昌山(1992)は、「(1)社会化は成員性の習得である、(2)社会化は、それゆえに基本的に学習の過程である、(3)社会化は、他者との相互作用を通してパーソナリティを社会体系に結びつける過程である」(p.53)という。機能主義的な社会化の捉え方は、社会のなかには社会が「正しい」と認めている、構成員に共通する普遍的な価値があることを前提とし、人々がその価値を習得していくことで「成員性」を獲得する過程を「社会化」と捉えるものである。学校はまさに、社会において正統とされている価値、知識や規範を子どもたちに伝授する最前線の役割を担っていると言ったことができるのが、機能主義的な社会化の概念である。この立場によれば学校は、それによってすべての子どもが平等に共通の普遍的な価値を身につけることができると考える、平等化の装置と捉えることができる。

それに対し、社会全体にわたる普遍的な価値を否定し、人が習得する「成員性」はその出自となる社会階層によって異なるとする「社会化」の捉え方もある。その社会階層によって異なる文化の中には、学校社会の価値と親和的な部分があれば、逆に反抗的な部分もあり、学校はそもそも異なる社会階層の文化をそれぞれ強調するようなやり方で子どもに習得させる役割を果たしているとみる。葛藤論的な社会化の概念である。この立場によれば学校は、「選抜・選別と配分」の機能とも関連し、社会階層の再生産装置と捉えられる。

生徒指導も進路指導も、機能主義的に捉えるならば、学校における意図的計画的な教育活動(顕在的カリキュラム)であり、それを行うことで子どもたちを社会化(顕在的な社会化)する。顕在的カリキュラムは、上述のように社会によって「正統」と認められた普遍的な価値をもち、顕在的な社会化は、社会が学校にそれを遂行するよう期待する役割である。したがって、顕在的な社会化の結果に依拠する「選抜・選別と配分」の結果は、やはり正当なものとして受け入れざるを得ないものとなる。しかし、葛藤論的な立場からすれば、そもそも潜在的に社会化されてきた子どもたちは、「正統」な顕在的カリキュラムへの接近可能性にそれぞれ差があ

り、また「正統」な価値をそれぞれに異なる意味づけで修得する。つまり、生徒指導の進路指導も、それぞれの子どもに対して結果として同じように、予定調和的に機能するわけではない。このような視点から、生徒指導、進路指導の機能を検討する必要がある。

社会化は、木原孝博(1974)によれば、「認知的社会化」と「道徳的社会化」の二つの内容があるという。前者は普遍的原理あるいは科学的真理としての知識・技能の、後者は社会のなかで「望ましいこと」「あるべきこと」とされる価値観・規範・行動様式などの修得である。学校の教育課程のなかでは、「各教科」が前者と、「道徳」「特別活動」が後者と深く関わっているといえる。生徒指導も進路指導も、教育課程との関連では主として「特別活動」のなかで言及されているが、だからといって「道徳的社会化」を担うだけではなく、近年は「認知的社会化」も担うべきことが強調されるようになってきている。例えば学校病理事象への認知的アプローチによる改善・解決の試みなどがそれに当たる。あるいは、特別の教科・道徳の活動や評価が「道徳的社会化」だけでなく「認知的社会化」を後押ししているとみることができる。

さらに、「非認知能力を育てる」(中山芳一(2018))という最近の動向にも注目しておきたい。そこでいわれる「非認知能力」こそはこれまで潜在的社会化の内容とされてきたものではなかっただろうか。これを学校では、とりわけ生徒指導の機能として意図的に発達させようとする試みもあるようだ。本田由紀(2005)が「ハイパー・メリトクラシー」と呼んだ社会が現実のものとなりつつあることを危惧せざるを得ない。

## 引用・参考文献

- 木原孝博(1974)「学級における社会化」麻生誠編『教育社会学(社会学講座第10巻)』東京大学出版会  
 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターウェブサイト; [https://www.nier.go.jp/04\\_kenkyu\\_annai/div09-shido.html](https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html)
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター(2013a)『キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書』
- 坂本昇一(1980)「わが国における生徒指導の歴史」『新生徒指導事典』第一法規、pp.15-20
- 柴野昌山(1992)「社会化と社会統制」柴野昌山・菊池城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣
- 住田正樹(1990)「社会化」細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野善清編集代表『新教育学大辞典』第3巻、第一法規
- 中山芳一(2018)『学力テストで測れない非認知能力が子どもを伸ばす』東京書籍
- 藤田英典(1986)「選抜と配分」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』東洋館出版社
- 本田由紀(2005)『多元化する「能力」と日本社会—ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版
- 宮坂哲文(1959)『生活指導と道徳教育』明治図書
- 宮坂哲文(1962)『生活指導の基礎理論』誠信書房
- 森茂岳雄(1980)「学級づくり」『新生徒指導事典』第一法規、pp.213-215
- 森本和寿(2018)「宮坂哲文の生活指導論に関する一考察—集団主義教育との関係性に注目して—」『教育方法の探究』21、pp.53-60
- 文部省(1965)『生徒指導の手引き』
- 文部科学省(2010)『生徒指導提要』
- 文部科学省(2011a)『中学校キャリア教育の手引き』
- 文部科学省(2011b)『高等学校キャリア教育の手引き』
- 文部科学省(2017a)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』
- 文部科学省(2017b)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編』



朝日素明：生徒指導と進路指導の教育的機能の検討

表1. 生徒指導・進路指導研究センターで作成した調査研究報告書等一覧【進路指導関係】

報告書名等	発行時期	概要等
キャリア教育に関する総合的研究 第一次報告書	令和2年3月	?本報告書は、キャリア教育に関する実態を把握し、今後の各学校におけるキャリア教育の改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、令和元年度に実施した調査の結果について、キャリア教育の現状と課題に焦点をあてて取りまとめたものです。
「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 (平成30年度版)	令和元年5月	?中央教育審議会がキャリア教育の新たな方向性を示す答申をまとめたこと等に鑑み、当該答申及びその後公表された最新資料に焦点を絞って掲載資料の精選を図り、取りまとめたキャリア教育に関する資料集です。
「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 (平成29年度版)	平成30年5月	?中央教育審議会がキャリア教育の新たな方向性を示す答申をまとめたこと等に鑑み、当該答申及びその後公表された最新資料に焦点を絞って掲載資料の精選を図り、取りまとめたキャリア教育に関する資料集です。
キャリア教育リーフレットシリーズ ・キャリア教育リーフレット1「高校生の頃にしてほしかったキャリア教育って何?」 ・キャリア教育リーフレット2「生徒が直面する将来のリスクに対して学校にできることって何だろう?」	平成30年3月	キャリア教育について、ピンポイントで解説や提案を行っています。キャリア教育リーフレットシリーズとして順次HPを通じて発行していきます。
キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 ・キャリア・パスポート特別編1「キャリア・パスポートって何だろう?」 ・キャリア・パスポート特別編2「キャリア・パスポートで小・中・高をつなぐ?～北海道「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」より～」 ・キャリア・パスポート特別編3「キャリア・パスポートで日々の授業をつなぐ?～秋田わか杉「キャリアノート」『あきたでドリーム (AKITA de DREAM)』と大館ふるさとキャリア教育より～」 ・キャリア・パスポート特別編4「キャリア・パスポートで「児童生徒理解」につなぐ?～世田谷区立尾山台小学校「キャリア・パスポート」より～」 ・キャリア・パスポート特別編5「キャリア・パスポートを「自己理解」につなぐ ～大分県中学校教育研究会進路指導・キャリア教育部会「自分を知らうカード」より～」	平成30年5月～	
「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 (平成28年度版)	平成29年5月	?中央教育審議会がキャリア教育の新たな方向性を示す答申をまとめたこと等に鑑み、当該答申及びその後公表された最新資料に焦点を絞って掲載資料の精選を図り、取りまとめたキャリア教育に関する資料集です。
再分析から見えるキャリア教育の可能性－将来のリスク対応や学習意欲、インターンシップ等を例として－	平成28年3月	児童生徒の社会的・職業的自立を目指す上で、変化が激しいとされる現代社会の情勢を常に視野に入れながら行う必要があるキャリア教育は、推進・充実を進めていくために検討しておくべき課題も多い。 本研究では、キャリア教育を取り巻いている諸課題について、将来のリスク対応や学習意欲、インターンシップ等を例として、既存の調査データを積極的に利活用し、二次分析を行った結果を、平成28年3月、報告書に取りまとめました。
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える!キャリア教育-個々のキャリア発達を踏まえた"教師"の働きかけ-	平成28年3月	「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」で、多くの先生方が、キャリア教育の重要性は実感しているが、個々の発達を踏まえた働きかけの具体には、課題や疑問のあることが、明らかになりました。 そこで、本支援資料では、意図的な働きかけである、先生方が「語る」、子供に「語らせる」、子供たちに「語り合わせる」をキーワードに、個々の発達を踏まえたキャリア教育について解説し、事例では、将来の社会的・職業的自立に向けた一人一人のキャリア発達を促すために、意図してコミュニケーションが行われている様子を紹介しています。各校において、よりよい実践のために、研修等で御活用いただきたい資料です。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターHP (<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>) より筆者が加工して作成

表2. 生徒指導・進路指導研究センターで作成した調査研究報告書等一覧【生徒指導関係】

報告書名等	発行時期	概要等
継続数・新規数を用いて各校に不登校の取組の点検・見直しを促す指導主事向け資料	平成31年3月	?地域全体や各学校の不登校の状況に応じて、教育委員会の指導主事が的確な指導助言を行うための調査や資料作成の在り方、それらを踏まえた指導助言の視点と具体的な内容例をまとめた資料。
「生徒指導リーフ」シリーズ ・不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える	平成30年7月	?生徒指導に関して、理解しているようではいながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄、新しい概念や手法などにスポットを当てピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料 Leaf22
全教職員が認識を共有し、主体的に取り組むことで、いじめの未然防止は可能。	平成30年3月	?平成29年3月に発行した「平成26～27年度プロジェクト研究報告書」に、学校現場で活用する際のヒントを加筆した資料です。
『いじめに関する研修ツールVer.2.1』	平成30年2月	?平成27年7月に公表した研修ツールの改訂版です。引用資料等を最新のものに改めました。
「高校中退調査」報告書	平成29年6月	高等学校の中途退学についての調査結果をまとめた報告書です。
平成28年度教育改革国際シンポジウム報告書 第3回いじめ問題国際シンポジウム「いじめを生まない学校づくり」	平成29年3月	平成28年度12月4日に開催した、「第3回いじめ問題国際シンポジウム～いじめを生まない学校づくり～」の報告書です。
平成26～27年度プロジェクト研究報告書 「学校いじめ防止基本方針」がいじめの未然防止に果たす効果の検証～中学校区が共通に取り組む事例を中心に～	平成29年3月	「『学校いじめ防止基本方針』がいじめの未然防止に果たす効果の検証～中学校区が共通に取り組む事例を中心に～」は、平成26年度から27年度に実施したプロジェクト研究です。 本研究の成果は、「どのように策定・実施したら、「学校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになるのか?」～中学校区で取り組んだ2年間の軌跡～（生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」）として既に公表していますが、本報告書では、その資料の根拠となる基礎的なデータを示すとともに、教育実践や教育政策を科学的に研究して確かなエビデンスを構築するには、どのように研究を構想し、どのような手順で研究を進める必要があるのかについて具体的にしています。
第III期「魅力ある学校づくり調査研究事業」 (平成26年度～27年度) 報告書	平成29年1月	「魅力ある学校づくり調査研究事業」は、中学校区を単位に、不登校・いじめの「未然防止」に焦点化した取組とその効果をテーマとして平成22年度から実施してきた調査研究です。 第III期となる平成26年度～27年度は、18府県の教育委員会（2政令市を含む）で取組を進めてきました。その結果、中学校不登校生徒数の割合が全国平均を上回っていた13校中7校で全国平均を下回り、全国の中学校不登校生徒数が微増する中、指定地域全体では、平成26年度～27年度にかけて、約20%の不登校生徒数を減少させることができました。 本報告書は、上記の成果を踏まえ、生徒指導に関わる教育委員会関係者及び学校関係者に活用していただくことを目的に、「魅力ある学校づくり」の視点、手順、成果について説明するとともに、巻末には指定地域から提出された本事業のレポートを添付しています。
『生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」』 ・『いじめ追跡調査2013-2015』 ・『どのように策定・実施したら、「学校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになるのか?』	平成28年6月	全教職員がいじめの実態について正確に理解し、その全ての児童生徒を対象とした正しい取組を行うことにより、深刻ないじめをなくすことを目的とした『いじめ追跡調査2013-2015』と『どのように策定・実施したら、「学校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになるのか?』の2点から構成された資料

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターHP (<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>) より筆者が加工して作成